

法人名 社会医療法人神鋼記念会
所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	1,312,384	買掛金	1,397,282
事業未収金	2,324,808	短期借入金	1,191,720
未収入金	470,465	リース債務	254,460
たな卸資産	101,623	未払金	35,119
前払費用	33,857	未払費用	342,264
その他の流動資産	598	未払法人税等	4,009
貸倒引当金	△ 8,405	未払消費税等	30,016
II 固定資産		預り金	78,255
1 有形固定資産		賞与引当金	459,457
建物	1,935,919	II 固定負債	
建物付属設備	927,096	長期借入金	2,515,720
構築物	62,756	長期未払金	2,339
機械装置	720	リース債務	652,690
工具器具備品	189,496	退職給付引当金	1,097,465
車両運搬具	600		
土地	860,381	負債合計	8,060,796
リース資産	696,023	純資産の部	
2 無形固定資産		科目	金額
ソフトウェア	38,627	I 積立金	
リース資産	126,574	設立等積立金	1,128,848
その他の無形固定資産	2,943	繰越利益積立金	79,237
3 その他の資産			
長期貸付金	25,881	純資産合計	1,208,085
長期前払費用	165,772	負債・純資産合計	9,268,882
その他の固定資産	763		
資産合計	9,268,882		

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人神鋼記念会
 所在地 神戸市中央区脇浜町1丁目4-47

※医療法人整理番号

損益計算書
 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
本来業務事業損益	
1 事業収益	15,969,418
2 事業費用	15,325,771
本来業務事業利益	643,646
事業利益	643,646
II 事業外収益	
受取利息	2
III 事業外費用	
支払利息	50,542
経常利益	593,106
IV 特別損失	
固定資産除売却損	457
税引前当期純利益	592,649
法人税・住民税及び事業税	4,009
当期純利益	588,639

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は最終仕入原価法による低価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。建物及び建物付属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 7年～47年

建物付属設備 3年～47年

構築物 3年～60年

機械装置 9年～14年

工具器具備品 2年～20年

車両運搬具 2年～10年

(2) 無形固定資産

定額法により5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として5年～10年で償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等については回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5. 消費税及び地方法人税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ただし、固定資産に関わる控除対象外消費税等は、長期前払消費税として投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し、建物に関しましては20年で均等償却を行い、その他の固定資産に関わる控除対象外消費税等は、5年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等は期間費用として計上しております。

6. その他貸借対照表作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

事業を補助する目的で受け取った補助金等については、事業収益に含めて計上しております。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8. 資産及び負債のうち収益業務に関連する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当事項はありません。

9. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

建物	1,935,919 千円
建物付属設備	927,096 千円
土地	179,261 千円
計	3,042,275 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	203,120 千円
長期借入金	1,607,520 千円
計	1,810,640 千円

10. 法第 51 条第 1 項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

11. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額

3,387,046 千円

(2) 財務制限条項

当社会医療法人が締結しているシンジケート・ローン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

① 各会計年度の末日において期末における純資産の金額が、平成 28 年 3 月期の純資産の金額又は前会計年度末の純資産の金額のいずれか高い方の 75%以上に維持すること。

② 平成 28 年 3 月期以降の事業年度において、連続する 2 つの会計年度の末日における損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

(3) 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

内訳	交付者	損益計算書影響額	貸借対照表影響額
施設整備補助金	兵庫県	134,048	40,348
運営費補助金	厚生労働省	89,079	26,079
	兵庫県	614,505	298,555
	神戸市	128,701	41,829
	兵庫労働局	277,095	37,650
合計		1,243,428	444,461